

2011年12月

概要

2010年(英国)贈収賄法(The Bribery Act 2010)

このサーキュラーは、2011年10月の理事会で承認された、贈収賄や汚職の防止に向けたクラブの方針を述べるものだ。メンバー各位にはクラブの方針をご理解いただき、ご自身およびクラブがこれまで通りこの新たな贈収賄防止法の遵守を確保できるよう、ご協力をお願い申し上げます。この方針声明には次が述べられている。

- 贈収賄や汚職に対する、クラブの「ゼロ・トレランス」(不寛容)の確認
- 贈収賄や汚職に関するリスクを最小限に押さえるためにクラブがまとめた施策の概要
- 汚職との闘いでクラブのために行動するメンバー、コレスポンデントその他の方々の主な役割の説明
- この方針の随時のモニターと見直しについての説明

このサーキュラーに関するご質問はすべてクラブ・マネジャーの各担当者にお寄せいただきたい。

メンバー各位

2010年(英国)贈収賄法 : 贈収賄や汚職の防止に関するブリタニヤの方針

The Bribery Act 2010 : Britannia's policy on the prevention of bribery and corruption

このサーキュラーは、2011年10月の理事会で承認された、贈収賄や汚職の防止に向けたクラブの方針を述べるものだ。メンバー各位にはクラブの方針をご理解いただき、ご自身およびクラブがこれまで通りこの新たな贈収賄防止法の遵守を確保できるよう、ご協力をお願い申し上げます。

贈収賄の脅威とブリタニヤ・メンバーとしての各位の義務

1. 近年では、あらゆる形態の贈収賄との闘いに向けた努力が国際的に強化されている。米国「海外腐敗行為防止法」(Foreign Corrupt Practices Act)がその一例であり、加えて英国「2010年贈収賄法」(「本法」)の2011年7月1日施行により、贈収賄防止に向けた法律制定がさらに広がることになる。「本法」の持つ世界的影響の可能性に鑑み、クラブは、メンバー各位およびすべての役務提供者をして、(局地的要件に加え)「本法」が求める広範囲にわたる贈収賄防止体制に厳密に適合せしめることをその方針とする。
2. この方針はまた、弁護士、専門家、サーベヤーその他のあらゆる種類の代理人など、すべてのブリタニヤ加入船に関し、またはブリタニヤが保険利益(insured interest)を有する問題に関し、ブリタニヤが直接雇用するかメンバー各位が雇用されるすべての役務提供者にも及ぶ。

3. 各位は、すべてのブリタニヤ加入船に関し、またはブリタニヤが保険利益を有する問題に関し、自らが雇用するすべての役務提供者をしてクラブの方針と「本法」の効力について認識かつ理解せしめ、さらに彼らがその方針に従うことを各位に対し必ず確認せしめなければならない。
4. 個人であれ法人であれ、いかなる贈収賄であっても、それに関与する者はクラブの同意や許可なくそれを行うことになり、したがってそのような行為は明らかにクラブの方針に反するものであることに各位はご注意いただきたい。

本法

5. 以下、「本法」規定の概要と各位への影響について述べるが、概要であるが故に、発生し得る問題点をすべて含むのは不可能だ。一定の状況のもとでの「本法」適用の可能性に関するご質問については、ご自身で「本法」にあたられるのがよいかも知れない。それでも問題が解決しなければ当方にご相談いただきたい。
6. 最も強く認識すべき犯罪行為は以下のとおり、「本法」第 1 節、第 2 節および第 6 節に示されるものだ。

第 1 節：他人への賄賂

7. 人が他人に金銭的利益(たとえば支払いまたは贈与)の供与を申し出るか約束するかまたは実行し、その利益をもって他人にその「関連する任務」(この語句は幅広く定義されている)または活動を不適切に履行せしめるか、またはそれ(不適切な履行)への報酬とすることを意図している場合は犯罪となる。利益供与の申し出や約束または実行が、直接かまたは第三者を通してなされるか否かは重要ではない。
8. («関連する任務」の)「不適切な履行」については、ある者の行為が、人は誠実・公平に、または信頼される立場に応じて行動するという期待を裏切る行為に等しければ、それは「不適切」とされる。

第 2 節：賄賂の受け取り

9. 本節は、全体として上記第 1 節から見れば逆の立場となる犯罪であり、賄賂を受ける側の行為を処罰の対象とするものだ。前節同様、賄賂を受ける者による利益の要求またはその受け取りへの同意、あるいはその受け取り自体が、直接かまたは第三者を通してなされるか否かは重要ではない。

第 6 節：外国公務員への賄賂

10. 英国外の国や領土において、立法・行政・司法各府のあらゆる職にある者に対して賄賂を贈ることは犯罪となる。
11. 現地の成文法が、公務員に対し、そのような(利益供与の)申し出・約束・実行に左右されることを認めず、また命令もしていなければ、そのような公務員に対する利益供与の申し出・約束・実行に関与する者は犯罪行為を犯すことになる。賄賂は次を意図するものではなくてはならない。
 - a) 外国公務員の立場にある者としての外国公務員に対して影響を与えること、および
 - b) 事業経営において何らかの取引または利益を獲得または確保すること。
12. 上記要点を述べた三つの犯罪行為は個人に該当するものであるが、法人に該当する可能性もある。これらは英国国内での贈収賄行為に適用されるが、当該個人や企業が英国と「密接な関係」を持つ場合は英国外での行為にも適用される。
13. 第 1 節、第 2 節および第 6 節のもとで有罪となった者は最高 10 年の禁固刑と無制限の罰金の双方またはいずれかに服すべきことになり得る。企業に対しては無制限の罰金が課され得る。企業が有罪となり、同企業による犯罪行為への「同意または黙認」があったと裁判所が判断すれば、同企業の上級

幹部は最高 10 年の禁固刑と無制限の罰金の双方またはそのいずれかに服すべき可能性がある。

第 7 節：商業組織による贈収賄防止の不履行

14. 企業は、自らに関係する者が犯した、第 1 節(他人への賄賂)または第 6 節(外国公務員への賄賂)のもとでの犯罪行為を自らにより防止せぬ場合は有罪となる。ある者は、企業のために「役務を履行」すれば当該企業と「関係する」ことになる。これは従業員、代理人、子会社、請負人、合併事業の共同出資者および第三者である役務提供者・供給者を含み得る。
15. 企業は、それに関係する者が贈収賄を犯すことを防止するための「十分な施策」を整備していれば保護される。この点では、クラブの「贈収賄と汚職の防止に関する方針声明」(このサーキュラーの Appendix として添付)がその「十分な施策」の一部とはなるが、方針を策定して伝えるだけでは十分ではなく、それが実際に有効であることを示す必要がある。
16. この違反は商業組織にのみあてはまる(個人による違反はあり得ない)が、無制限の罰金につながりかねない。

ブリタニヤ・メンバーとしての各位にとっての意味

17. 以上述べたことは、各位が英国と十分な関係を持たれ、贈収賄に関与するか、または各位のために贈収賄が犯されることへの防止を各位が怠った場合、各位(個人、企業および役員)は「本法」のもとで刑事罰を問われ得ることを意味する。たとえ各位に英国とのかわりがかかっても、贈収賄に関与すれば、各位自身またはクラブは「本法」のもとで有罪となる可能性がある。
18. 贈収賄が犯される場合には、ほとんどの人々がそれを認識することができる。その行動が道義的に間違っていると感じられれば、それはおそらく法律的に間違っている。たとえば証拠の確保について言えば、証人にはその協力に対し妥当な費用以上のものを支払うべきではなく、また証人が提供しない書類や情報を手に入れるために公的なあるいは民間の使用人に金銭の支払いを行ってはならない。次に英国政府が具体的な指針を必要とする二つの問題点について説明する。

円滑化のための支払い(Facilitation payments)

19. 業務円滑化のための支払いは“grease payments”とも言われるが、手短かに言えば、政府の日常業務を円滑に行わしめるために支払われる少額の賄賂であると言える。この中には、貨物通関の早めの手続き、寄港国による(本船)抑留の解除、税関その他の罰金の軽減、さらには運河の通航許可を得る場合でさえそれに含まれる。人によっては、それを「ビジネスの代償」と見做し、賄賂と認めない者もいる。これらの行為は明らかに「本法」のもとでは禁じられ、金額の多少にかかわらず、またそれがいかなる国で定着した慣行であろうとも一切認められない。

企業接待(Corporate hospitality)

20. 「本法」は企業接待を違法としないが、そのような接待が不相応なものでないことに意を用いるべきだ。商業組織のイメージ向上、あるいは友好関係の促進に向けた本来の接待や販売促進その他の事業経費は容認され、妥当な費用は賄賂とは見なされない。他方で、業界の通常の基準に照らして余りに「ぜいたくな」接待は賄賂となり得る。その判断基準は、「我が国や諸外国における我が競争相手が、そのような接待を法外なあるいは疑わしいものとするかどうか」ということだ。もしそう考えられるならば、それは自粛して然るべきだ。

そこで各位はどうすべきか

21. 上述の説明で不明確な点があれば我々にご相談いただきたい。各位の組織内の適切な方々には、必ずこのサーキュラーに目を通していただき、ここに述べられた要件をご理解いただきたい。
22. あらゆるブリタニヤ加入船に関し、またはブリタニヤが保険利益を有する問題に関し、役務を提供する第三者を各位が雇い入れる場合は、このサーキュラーの写しを彼らに提供され、「贈収賄と汚

職の防止に関するクラブの方針声明」の要件に彼らが服する旨を契約の条件とすることを確保していただきたい。役員提供者が複数の機会にわたって雇用されるか、その可能性がある場合は、それぞれの機会ごとにサーキュラーの写しを送ることを避けるために、この点を標準雇用契約の一部とされるのがよろしかろう。

23. あらゆるブリタニヤ加入船、またはブリタニヤが保険利益を有する問題に関連して贈収賄が疑われる場合、あるいは贈収賄が企てられた場合については、それをクラブにご報告いただければ我々から適切な対応策をご提案できる。
24. 支払われた費用に関する請求はすべて領収書と説明による完全な裏付けが確保されるべきこと。

最後に

25. 上記から明らかなように、ブリタニヤは、あらゆる形態の贈収賄に対し「ゼロ・トレランス」(不寛容)の方針を継続し、メンバー各位および各位のために仕事をする人々に対しても同じことを期待し、それを求めることになる。クラブは、P&Iクレームの処理に関し、その仕事の性質上、多くのメンバーがこれらの基準を守らぬ人々と接触されることを認識している。そのような状況に立ち至り、賄賂が供与されたり、あるいはそれが求められた場合、またはそのような行為が疑われる場合には、ためらわずにクラブ・マネジャーにご相談いただきたい。
26. 我々は、自らの贈収賄防止対策を継続的に見直して最新のものとし、それらに変更があれば、それに伴うさらなる情報や助言をご提供申し上げる。

以上

本サーキュラーは専用バインダー Section 1- Generalにお綴じ下さい。

Appendix

ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド

2010年(英国)贈収賄法

贈収賄と汚職の防止に関する方針声明

「ブリタニヤ・クラブ」(クラブ)と「ティンドール・ライレー (ブリタニヤ) リミテッド」(マネジャーまたは TRB 社)は、贈収賄や汚職に「ゼロ・トレランス」(不寛容)の方針を打ち出し、倫理的な立場と信望を保持するために公明正大な事業経営を行う義務がある。この方針は、クラブ理事会および TRB 社役員会の支持を得ている。

この方針声明は、2010年贈収賄法、および2011年3月に(英国)法務省(MoJ)が発表したガイドラインに応じて作成されたものだ。

MoJ は、贈収賄防止のための施策は以下の6つの原則によるべきことを指摘している。

1. 応分の手続き

クラブはロンドンを拠点とする海上賠償責任保険の専門家集団として、コレスポンデントのネットワークや日本支店を通じて国際的に活動している。(クラブは)贈収賄や汚職のリスクを最小限にすることが義務付けられており、それ故にクラブおよび TRB 社のために活動する使用人、代理人あるいはコンサルタントなどはすべて以下の行為が禁止される。

- 金銭その他の利益の供与を他人に申し出るか約束するか実行するなど、それ自体が不適切なこと、またはそれによりクラブの事業に関連するあらゆる活動につき、他人をして不適切な行為をなさしめようとするか、あるいはそのような不適切な行為への報酬を意図すること。
- 他人からのあらゆる金銭その他の利益を受けるなど、それ自体が不適切なこと、またはクラブの事業に関連するあらゆる活動に関する不適切な行為への見返りとして、あるいはそのような不適切な行為への報酬としてそれを受け取ること。

「本法」は、業務関係の確立や維持に向けた妥当かつ相応な接待や事業促進その他のための同様の事業経費の支払いは禁じていない。しかしながら、使用人が受けた接待や贈り物で、法外か不相応のいずれか、あるいはその両方が該当し得ると考えられる場合は、すべて TRB 社の担当責任者か役員、またはその「最高経営責任者」(CEO)に相談すべきこと。

使用人、代理人、コンサルタントらはすべて、贈収賄あるいは汚職の疑いがあれば、如何なる場合もそれを報告することが義務付けられる。使用人の場合、まずは自らの直属の上司か役員に報告すれば、その上司が TRB 社の CEO に相談できる。代理人やコンサルタントの場合には、報告は TRB 社の通常の担当者に対して行い、その担当者が上記内部指針に従って然るべき人物に報告すべきこと。

贈収賄と汚職に関する会社の方針に違反した使用人、代理人、コンサルタントらは、すべて解雇や契約打ち切りなどの懲戒処分の対象となり得る。

2. 幹部層の関与

クラブ理事会および TRB 社役員会はこの「方針」に深く関与し、「方針」実施を監督する権限と責任を TRB 社の CEO に付与している。

3. リスク評価

別途文書によるリスク評価が行われている。リスク評価から明らかになる主なリスクは、効果のない贈収賄防止法しかない諸国で、クラブに代わって活動する第三者が贈収賄に関与する場合のリスクだ。

リスク評価は毎年実施され、TRB 社役員会に報告される。

4. 精査(Due diligence)

以下の分野を対象に精査の手順が策定されている。

- 新たな職員の雇用。新たな職員を雇用する際には、リスクに基づく調査を行う。
- 新たなコレスポンデントの指名。新たなコレスポンデントを名簿に掲載する際には、贈収賄と汚職の防止に関するクラブの方針を説明する。コレスポンデントは、自らがクラブに代わって雇用する第三者に対し、贈収賄に関するクラブの方針を伝える責任を負う。
- 弁護士が直接任命される場合には、贈収賄に関するクラブの方針を含むガイドラインが文書で彼らに渡される。彼らもまた、クラブに代わって事案を処理する際の助けとして自らが雇い入れたすべての第三者に対し、贈収賄に関するクラブの方針を知らしめる責任を負う。

クレーム担当者は、クレーム処理に際し、クレームの発生地やその性質を踏まえ、贈収賄になりそうな問題に気付いた場合には、クラブに代わってそのクレーム処理に携わる者達に対し、贈収賄に対するクラブの姿勢を繰り返し伝える。

5. コミュニケーション(研修を含む)

すべての職員は、贈収賄と汚職の防止に関する研修を受けることが義務付けられる。2011 年に全職員向けに開かれた最初の説明会に続き、新たな従業員はすべて入社研修の一環としての研修を受け、その内容は毎年更新される。また、TR 社（訳注；TRB 社の親会社であり、グループ全体の従業員の雇用主でもある）の職員用マニュアルもこの問題に関する指針が盛り込まれている。

6. モニタリングと見直し

贈収賄と汚職の問題は、TRB 社役員会に毎年出される議事案件であることから、同社 CEO は、この分野での同社の方針や施策をモニターし、見直しを行うための措置が講じられていることを確認している。

当社の贈収賄防止に向けた方針に関するご質問や、賄賂の問題へのご懸念については（TRB 社の）CEO にご相談いただきたい。

この「方針声明」は 2011 年 10 月 18 日の理事会により承認された。

本サーキュラーは専用バインダー Section 1- Generalにお綴じ下さい。